

北名古屋市 議会だより

2007
11
vol.8

北名古屋市議会 〒481-8501 愛知県北名古屋市熊之庄御櫛60 TEL 0568-22-1111 FAX 0568-23-3140



あひるの大運動会
(NPO法人次世代健全育成サポートあひるっこ)

北名古屋市下水道条例を制定



【市章】

平成19年 第3回定例会

議決された議案……………	2P
開かれた市議会を目指して…	5P
委員会質疑報告……………	8P
個人質問 16名……………	12P

題字は平野千明さん（師勝中学校3年）の作品

第三回定例会

平成18年度 一般会計決算など22議案を可決

第三回定例会は9月4日から26日までの23日間を会期として開催した。

今定例会は、平成18年度北名古屋市の一般会計・特別会計決算案7件、平成19年度一般会計・特別会計補正予算案7件、条例案2件を含む19議案を上程した。そのうち、工事請負契約案1件は、本会議初日に可決し、その他の議案については、9月10日開催の本会議において、所管する予算・決算特別委員会及び福祉教育・建設・行政常任委員会にそれぞれ付託した。

その後、所管委員会において慎重に審査し、9月26日開催の本会議において各委員長から審査報告が行われ、採決の結果、いずれも原案のとおり可決した。

また、追加議案として議員提案による意見書3件を提出し、これらについても原案のとおり可決した。

上程された主な議案と審議結果は次のとおりである。

決算

一般会計・特別会計

決算の概要

平成18年度決算関係7議案を9月13日と14日の決算特別委員会で前年度予算の執行実績・結果を見極め、財政運営を通じての問題点、効果を慎重に論議、審議した。

議決事件の一つである決算認定は、地方自治法により監査委員の意見を付けることが義務付けられている。その中で監査委員は、各会計と財産に関する調書の照査を行い、予算の執行又は事務事業の執行が適正かつ効率的に行われたかなどを審査した結果、財政構造の健全性は維持され、所期の目的に則った運営が行われているものと認められた。

こうした監査報告を踏まえ議会は、予算が目的どおり執行されたか、また行政

効果はどうであったか、不用額はなぜ出たのかなどを本会議・委員会の中で審議した結果、一般会計、介護保険特別会計は賛成者多数、その他の特別会計については全員賛成で認定した。

万円の黒字となった。

一方、財政状況の分析からみると、財政上の能力を示す財政力指数は1.126で、前年度と比較して0.012ポイント上昇している。また、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は81.0%で、前年度と比較して0.1ポイント上昇しており、ほぼ横ばい状況である。実質公債費比率は3.9%で、前年度と比較して0.2ポイント上昇している。

一般会計と特別会計の決算総額は、歳入388億8,770万円、歳出370億3,172万円、歳入歳出差引額18億5,598万円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、16億3,959

平成18年度 決算収支状況

		歳入	歳出
一般会計		225 億 2,027 万 2,448 円	209 億 7,613 万 0,204 円
特別会計	国民健康保険	71 億 3,667 万 3,813 円	70 億 9,160 万 7,863 円
	老人保健	39 億 315 万 2,275 円	37 億 9,177 万 7,763 円
	介護保険	26 億 9,728 万 5,069 円	26 億 811 万 7,270 円
	介護サービス	1 億 9,902 万 1,896 円	1 億 8,679 万 9,394 円
	西春駅西土地 区画整理事業	3 億 1,402 万 9,302 円	2 億 7,578 万 1,466 円
	公共下水道事業	21 億 1,727 万 4,954 円	21 億 150 万 9,536 円
合 計		388 億 8,770 万 9,757 円	370 億 3,172 万 3,496 円

補正予算

一般会計・特別会計

補正予算

一般会計補正予算

今回の補正予算は、7億6,587万6千円の増額であり、平成19年度予算総額が歳入歳出それぞれ総額208億5,387万6千円となった。

▽補正予算の概要

主な内容は、歳入では平成18年度決算に伴う繰越金及び繰入金等の増額を計上した。

一方の歳出では、障害者施設運営及び障害者自立支援経費、児童館整備経費、道路・都市公園整備経費、職場体験学習事業と命を大切にすることを育む教育推進事業などの学校教育経費等並びに財政調整基金、駅及び駅周辺整備事業基金の積立金が増額補正された。

国民健康保険特別会計

補正予算

今回の補正予算額は、9,516万円の増額であり、平成19年度予算総額が歳入歳出それぞれ総額7億7,616万円となった。

▽補正予算の概要

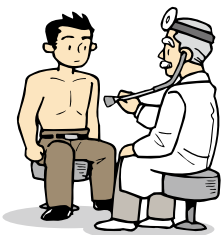
主な内容は、歳入では一般被保険者療養給付費の増加に伴う国庫負担金及び後期高齢者医療制度の創設に伴う国保電算システム開発費国庫補助金等の増額を計上した。

一方の歳出では、一般被保険者に係る療養給付経費等が増額補正された。

老人保健特別会計等

5 特別会計補正予算

前年度繰越金の確定等による増額補正がされた。



条例

北名古屋市下水道条例の制定

平成20年春から、一部地域で供用開始する公共下水道について、その管理及び使用に関する必要な事項を定めた。

その主な内容は、排水設備の設置、指定工事店の指定、下水道使用料等であり、使用料は使用者が排除した汚水の排出量に応じて算定

した額に、100分の105を乗じて得た額とした。
なお、排出量は、上水道の使用水量とする。

北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

総合福祉センターの管理について、指定管理者制度を導入するための条文整備及び指定管理者が行う管理基準を定めた。

下水道使用料金表 (2ヵ月あたり)

区 分	基本使用料	従量使用料	
		排 出 量	金 額 (1 mlにつき)
一 般 用	1,200 円	1 ml～ 20 ml	40 円
		21 ml～ 60 ml	100 円
		61 ml～100 ml	150 円
		101 ml～200 ml	200 円
		201 ml～	230 円
公衆浴場	1,200 円	1 ml～	40 円

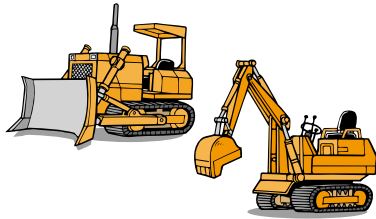
※この表で算定した金額に消費税および地方消費税を加算した額が下水道使用料となります。

下水道使用料計算例

一般家庭で2ヵ月間に50 ml使用した場合の下水道使用料

○基本使用料	1,200 円
○従量使用料	
(1 ml～20 mlまでの分)	
40 円×20 ml＝	800 円
(21 ml～50 mlまでの分)	
100 円×30 ml＝	3,000 円
○消費税および地方消費税	250 円
合 計	5,250 円

第三回定例会審議日程															
26日水	25日火	24日土	22日土	21日金	20日木	19日水	18日火	17日土	15日土	14日金	13日木	12日水	11日火	10日月	9日土
26日水	25日火	24日土	22日土	21日金	20日木	19日水	18日火	17日土	15日土	14日金	13日木	12日水	11日火	10日月	9日土
諸般の報告、委員 長報告、質疑討 論、採決、追加議 案の上程、提案説 明、質疑討論省略、 採決、閉会	議会運営委員会	休 会	休 会	行政常任委員会	休 会	建設常任委員会	福祉教育常任委員会	休 会	休 会	決算特別委員会	予算特別委員会	休 会	休 会	休 会	休 会
26日水	25日火	24日土	22日土	21日金	20日木	19日水	18日火	17日土	15日土	14日金	13日木	12日水	11日火	10日月	9日土
諸般の報告、委員 長報告、質疑討 論、採決、追加議 案の上程、提案説 明、質疑討論省略、 採決、閉会	議会運営委員会	休 会	休 会	行政常任委員会	休 会	建設常任委員会	福祉教育常任委員会	休 会	休 会	決算特別委員会	予算特別委員会	休 会	休 会	休 会	休 会



雨水を一時的に貯留することにより、河川への負担軽減を図るとともに地域の浸水被害の軽減を図るため、五条小学校校庭の地下に貯留量3,200㎡以上の雨水貯留施設を設置するもので、6社の制限付き一般競争入札により、(株)土屋組名古屋支社と1億6,590万円で契約を締結するものである。

▽雨水貯留施設新設工事請負契約の締結

契約



早期の公園整備を望む

都市公園法第33条第1項に基づき、鹿田合田及び東蒲屋敷に位置する面積約1.1ヘクタールの区域を都市公園を設置すべき区域として決定するものである。

▽都市公園を設置すべき区域の決定

その他

第三回定例会 ◇上程議案とその審議結果◇

平成18年度北名古屋市一般会計決算の認定について	原案認定 (賛成多数)
平成18年度北名古屋市国民健康保険特別会計決算の認定について	原案認定 (全員賛成)
平成18年度北名古屋市老人保健特別会計決算の認定について	原案認定 (全員賛成)
平成18年度北名古屋市介護保険特別会計決算の認定について	原案認定 (賛成多数)
平成18年度北名古屋市介護サービス特別会計決算の認定について	原案認定 (全員賛成)
平成18年度北名古屋市西春駅西土地区画整理事業特別会計決算の認定について	原案認定 (全員賛成)
平成18年度北名古屋市公共下水道事業特別会計決算の認定について	原案認定 (全員賛成)
平成19年度北名古屋市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決 (全員賛成)
平成19年度北名古屋市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	原案可決 (全員賛成)
平成19年度北名古屋市老人保健特別会計補正予算(第1号)について	原案可決 (全員賛成)
平成19年度北名古屋市介護保険特別会計補正予算(第1号)について	原案可決 (全員賛成)
平成19年度北名古屋市介護サービス特別会計補正予算(第1号)について	原案可決 (全員賛成)
平成19年度北名古屋市西春駅西土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決 (全員賛成)
平成19年度北名古屋市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決 (全員賛成)
北名古屋市下水道条例の制定について	原案可決 (全員賛成)
郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決 (全員賛成)
北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全員賛成)
工事請負契約の締結について	原案可決 (全員賛成)
都市公園を設置すべき区域の決定について	原案可決 (全員賛成)
道路整備の促進に伴う財源確保に関する意見書の提出について	原案可決 (全員賛成)
学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書の提出について	原案可決 (全員賛成)
割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について	原案可決 (全員賛成)

開かれた市議会を目指して

～北名古屋市議会の取り組み～

市議会は、役割と責務に基づく合議制の機関であり、自らの創意と工夫によって市民との協調のもと、まちづくりを推進していかなければならないものであります。

議会機能を十分に発揮するには、議会と市民との信頼関係が確立されていることが最も大切なことであり、議員の自己研鑽と資質向上、公平性と透明性の確保をはじめ、活動原則等を定めることにより、「市民に開かれた市議会」の実現を推し進めるものであります。

そこで、本年4月に全議員で組織する議会改革推進協議会を設置し、10回におよぶ協議を重ね、北名古屋市議会基本条例（案）をまとめました。

北名古屋市議会基本条例（案） （前文） 北名古屋市議会（以下「市議会」という。）は、市長、議会の二代表制のもと、自治体行政の執行について評価・監視機能及び立法機能並びに政策立案、提言等を発揮しながら、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。 市議会は、役割と責務に基づく合議制の機関であり、市民の福祉実現の義務を負い、自らの創意と工夫によって市民との協調のもと、北名古屋市のまちづくりを推進していくものである。 本条例は、市議会の公正性・透明性・独自性を確保することにより、市民に開かれた市議会、市民参加を推進するためにこれを定める。	条文解説
第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、市議会の運営及び北名古屋市議会議員（以下「議員」という。）に係る基本事項を定め、“市民の声を反映し、親しまれる開かれた市議会”を実現することを目的とする。	条例の目的を「市民の声を反映し、親しまれる開かれた市議会」の実現を目指し、議会運営及び議員に係る基本事項を明文化しています。
第2章 市議会及び議員の活動原則 （市議会の活動原則） 第2条 市議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うこととする。 (1) 公正性・透明性・独自性を確保し、市民に開かれた市議会を目指すこと。 (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。 (3) 市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。 (4) これまで引き継がれている申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。 (5) 市民の傍聴の意欲を高める市議会運営を行うこと。 (6) 市民からの要請に応じ、審査経過等の説明に努めること。	市議会の古い体質・習慣、形骸化・セレモニー化の打破と、市民に親しみを持たれる議会運営のための6つの原則を規定しています。
（議員の活動原則） 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うこととする。 (1) 市議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討論を重んじること。 (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動すること。 (3) 市議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。 (4) 市議会は、市議会独自又は執行機関とともに、市民の公益に関する事件につき、上部関係機関に陳情書等をもって提出すること。	市議会の使命である議員間の自由かつ達な討議での論点、争点の発見、公開の再認識と、偏らず、市民の意見把握と代表としての議員の活動原則を規定しています。
（会派） 第4条 議員は、市議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団（以下「会派」という。）を結成することができる。 2 会派は、積極的な政策提言等により市議会運営を行うものとする。 3 会派に関することは、別に定める。	・ 同一理念を持った議員集団、会派を規定しています。 ・ 「会派」制の議会運営を規定しています。

第3章 市民と市議会の関係 (市民参加及び市民との連携) 第5条 市議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。 2 市議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等を原則公開とする。 3 市議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第109条及び第110条の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を市議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 4 市議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案及び提案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。	市議会が持つ情報の発信、全ての会議の原則公開、市民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会への市民参加と連携を促進するための方途を定めています。
(市議会モニター制度) 第6条 市議会は、市民の意見を広く聴取し、市議会活動及び委員会活動並びに議員活動に反映させるため、市議会モニター制度を設けることができる。 2 市議会モニター制度については、別に定める。	この条例の主旨に即した議会運営、議員活動がなされているか、また、議会だより・議会のホームページなどについて、定期的に提言や意見をいただく議会モニター制度を設置できると規定しています。
第4章 市議会と行政の関係 (議員と市長等の関係) 第7条 市議会は、議会審議における議員と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係について、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。 (1) 本会議及び委員会等における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。 (2) 議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。 (3) 前号に規定する反問は、質疑、質問の論点整理におけるものとする。	・ 議員と行政との馴れ合いを無くし、緊張関係の保持、透明化を図るための方途を規定しています。 ・ 緊張関係の保持では、審議の論点の明確化を目的とした一問一答方式の導入、行政から議員への反問権の付与を定めています。
(市議会審議における論点情報の形成) 第8条 市議会は、まちづくりの基本方針並びに市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策及び事業について、市長等に対し、その政策形成過程等を明らかにするため、次に掲げる事項について説明を求めることができる。 (1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算	・ 行政が重要な政策を提案する場合7つの条件を示すことを求めています。これは政策の公正・透明性の確保と議会審議での論点の明確化を図ることとしています。 ・ 政策の発生源や将来にわたるコスト計算までを求めることで、議会、市民に対し、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。 ・ 重要な政策とは、次の政策をいいます。 (1) まちづくりの基本方針 (2) 市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策及び事業
(予算及び決算における政策説明) 第9条 市議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明を求めることができる。	予算、決算の審議においても、行政は前条の主旨に準じた説明を行うよう定めています。
第5章 自由討議の保障 (市議会の討論) 第10条 市議会は言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。	市議会は、討論の場であるとの原則から、議員の自由討議を中心とした議会運営を行うことを定めています。
第6章 委員会の活動 (委員会の活動) 第11条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	委員会においても公正・透明性を心がけ、市民に分かりやすい審査に努めることを規定しています。

第7章 政務調査費 (政務調査費の執行) 第12条 政務調査費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するため交付されるものであり、北名古屋市議会政務調査費交付条例(平成18年北名古屋市条例第155号)に基づき適正に執行しなければならない。	北名古屋市議会政務調査費交付条例では、政務調査費の交付目的を調査研究に資すると定めていますが、ここでは一歩踏み込んで政策立案、提案を行う調査研究と規定しています。
第8章 市議会及び議会事務局の体制整備 (議員研修の充実強化) 第13条 市議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修会の充実強化を図る。 2 市議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との議員研修会を開催することができるものとする。	議員の政策立案能力等の向上を目的とした議員研修会を開催することができる旨を規定しています。
(議会事務局の体制整備) 第14条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・立法機能の充実強化を図るよう努める。	事務局職員の調査・法務能力の強化を図るとともに、任命権者である議長に、より良い事務局体制を整えるよう努力することを規定しています。
(市議会広報の充実) 第15条 市議会は、議案に対する各議員の対応を市議会広報で公表するなど、情報の提供に努めるものとする。 2 市議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が市議会と市政に関心を持つよう市議会広報活動に努めるものとする。	・ 広報媒体を「北名古屋市議会だより」を始め、多様な手段を講じて行うことを規定しています。 ・ 広報に当たっては各議員の議案に対する対応を市民に公表することを定めています。
第9章 議員の政治倫理 (議員の政治倫理) 第16条 議員は、議員政治倫理規範を定め、これを遵守しなければならない。	市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。
第10章 市議会運営の最高規範性と見直し手続き (市議会運営の最高規範性) 第17条 この条例は、市議会の運営における最高規範であって、市議会は、この条例の主旨に反するいかなる市議会の条例、規則等も制定してはならない。 2 市議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	・ 本条例は、北名古屋市議会における議会運営の最高規範であることを規定しています。 ・ 議員へ本条例の理念を再認識するための研修を義務付けています。
(見直し手続き) 第18条 市議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを全議員において検討するものとする。 2 市議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。	一般選挙後、本条例の目的が達成されているか否かの検討を義務付け、必要に応じ改正することを規定しています。

北名古屋市議会基本条例(案)に対する

「皆さんのご意見」を募集します

- 【募集期間】平成19年11月1日(木)～11月20日(火)まで
- 【対象】北名古屋市に在住、在勤、在学の方
- 【提出方法】任意の用紙に住所、氏名、電話番号、意見等を明記し、郵便、ファックス、電子メール、または持参にて提出してください。
- 【その他】提出いただきました意見等は、条例策定の参考資料とさせていただきます。また、意見等に対する個別の回答や返却は致しませんので、ご承知ください

〒481-8501
北名古屋市熊之庄御櫛 60
北名古屋市議会事務局
TEL 22-1111 fax 23-3140
E-mail
gikai@city.kitanagoya.lg.jp

委員会質疑報告(要旨)

予算特別委員会

▼ 平成19年度一般会計 補正予算(第1号)

質問 前年度繰越金7億4,395万円の補正により繰越金が当初予算の倍以上になった要因は。

答弁 平成18年度最終補正で不用額の積立補正をしなかったこと及び歳入については予算どおりであったが、歳出については長期継続契約や入札契約等による不用額が発生したためである。

質問 財政調整基金への積立補正により現在、13億9千万円となっているが、当市の財政規模ではどの程度の基金が望ましいか。

答弁 40億円程度が妥当であるため、今後も定期的に積立していきたい。

質問 児童館整備事業で熊之庄児童館改修工事1,690万円の大幅な補正は、当初予算に計上できなかったのか。

答弁 改修工事は、計画的に実施するのが本来であるが、雨季の雨漏りにより、内装が非常に傷んだため、急拠補正した。

質問 問題を抱える子ども等の自立支援事業の具体的な内容は。

答弁 国の指定を受け、問題を抱える子ども達の自立支援のために調査研究するもので2年間の継続事業であり、全中学校を対象に行うものである。今後、北名古屋市民生徒指導連絡協議会を立ち上げ、早期の支援のあり方を実践研究していく。

決算特別委員会

▼ 平成18年度一般会計 決算

質問 公有財産の内、現在使用していない土地及び建物の今後の利用状況は。

答弁 代替土地については、適正な価格での処分に努めると共に、有効な貸し出しを実施し、保有をできるだけしない方向へ持っていく。

質問 市税の収納率の県内での状況は。また、大口滞納者の件数及び最高額は。

答弁 県下35市内の、10番目である。100万円以上の大口滞納者は、97人で合計2億1,800万円であり、最高額は、個人の方で2,300万円である。

質問 大口滞納者への納税意識を高める対応方法は。

答弁 直接滞納者に面談すると共に財産、給与、生命保険の差押を実施している。

質問 保育料の滞納率が1.49%と西尾張地方で一番高いが、今後の対策は。

答弁 児童手当を支給しているの、窓口現金払いとし、保護者の同意のもと、納付を勧奨していく。また、給与の差押も考えている。

質問 負債の借入利率が高いものは、契約の見直しができないのか。

答弁 利率の変更はできない。また、償還までの利息を含めた全額返済であれば、返済ができる回答を得ている。

質問 当初予算より地方交付金及び地方交付金の増えた理由は。

答弁 地方特例交付金については、定率減税等税源移譲の遅れ分であり、地方交付税については、旧師勝町の合併特例分である。

質問 愛知県知事選挙と同一議員選挙で人件費に差があるが、何故なのか。

答弁 議会議員選挙は年度をまたいでいるので、合計すれば同程度の人件費となる。

質問 選挙運動用ポスター作成公営交付金の今後の行政の考え方は。

答弁 問題となっている交付金でありますので、今後の国、県及び他市の状況を把握して対処していく。



選挙開票風景

質問 高齢者の緊急通報システムの設置基準は。

答弁 民生委員の協力を得て、ひとり暮らし高齢者世帯を把握し設置普及を図っている。

質問 障害者タクシー利用

等補助事業でガソリン券の不正使用がされていないか。

答弁 使用時に、障害者手帳の提示を義務づけているため、不正使用の実態はない。

質問 家庭児童相談事業に

おいて不用額が多い理由は、
答弁 家庭相談員の採用を広報等で啓発していたが、採用が2月と遅れたため、不用額が生じた。

質問 第二次救急医療機関

として済衆館病院に補助し、救命・救急医療の充実を図ったが、第三次救急医療施設については、どのような状況か。

答弁 脳卒中、心筋梗塞等が第三次救急医療として該当するが、一宮及び小牧市民病院に搬送される体制となっている。

質問 乳幼児健診において、受診されなかった保護者に対しては、どのような対応

を取っているのか。

答弁 保健師から直接訪問及び電話連絡をしている。

質問 鹿田第1公園の完成

時期及び現在の進捗状況は、
答弁 今現在、設計に入り、入札の準備を行っており、3年間で実施する予定である。

質問 学校関係の電算機器

に対するシステム保守料及び賃借料が多額であるが、今後の考え方は、
答弁 リース契約が切れるものは、保守対応していく。なお、21年9月が最終リース期間であるため、今後その対応を検討していく。

▼ 平成18年度国民健康保険特別会計決算

質問 出産育児一時金の受領委任払い制度は、何件あったか。

答弁 昨年12月から制度を開始し、9件の実績があった。

質問 不納欠損額及び収入

未済額を見ると危機的な金額が計上されているが、今後の保険税収納への取り組みは、
答弁 所得の少ない方が6割を占めている中、収納率の向上に努めていきたい。

▼ 平成18年度公共下水道事業特別会計決算

質問 公共下水道会計への

一般会計からの繰入金は、今後どのくらいの金額になるのか。
答弁 来年度から使用料等の収入がありますが、毎年3億円程度を予定している。

建設常任委員会

▼ 北名古屋市下水道条例の制定

質問 下水道法に定めるくみ取り便所の改造義務に伴う資金調達が困難な場合、市はどのような対応をする

のか。
答弁 資金の融通について、斡旋は行いが、融資を受けられた利息を金融機関に利子補給する。

質問 宅内配管設置時、他人の土地を利用しなければならぬ場合、市はどのような援助をするのか。
答弁 個人間の問題で難しいが、相談があれば相談に乗ります。



下水道工事

団工事店が百社ぐらいいり、近々の扶桑町で70社の届出があったので、同程度を見込んでいます。

質問 下水道がいつ頃くる

か分からず浄化槽の設置や住宅建築で困っているが、今後の整備計画を説明する考えは、
答弁 下水道工事をする前に市民説明会を実施すると共に、浄化槽の設置届出時、及び建築確認申請時に打ち合わせをさせていただいている。

▼ 都市公園を設置すべき区域の決定

質問 公園の区域を定めるにあたり、都市計画審議会に諮る必要性はないか。

答弁 都市公園法に基づき、都市公園の区域を定めるもので、具体的な計画は未だ決まっていない。今後、市全体の公園のあり方を検討し、具体的な計画を策定し、審議会へ諮っていきたい。

道路整備の促進に伴う財源確保に関する意見書

道路は、市民生活や地域の経済・社会活動を支えるうえで大切な役割を担い、豊かな生活環境の実現と地方都市の発展を図るため、欠かすことのできない重要な社会資本である。

大都市名古屋の北側に位置する本市は、鉄道や高速道路網などの恵まれた交通機関を背景に、近年、住宅地や工業地の開発が盛んに行われてきた。

しかしながら、こうした急速な開発や流通の効率化が、道路の整備速度を上回り、増加する交通や車両の大型化に十分対応できず、交通機能や安全性は大幅に低下している。このような事態を改善するため、鋭意道路の整備や維持に努めているが、財政上の理由から容易に進展していないのが実情である。

しかし、道路整備に対する社会的要求である早期整備はもとより、今後確実に到来する高齢化社会を迎えるための自立した健康的な生活を支援する自転車・歩行者道の整備やバリアフリー化を更に推進しなければならない。加えて、高度成長期に造られた多くの道路ストックが、今後急速に老朽化し、更新需要の増大が見込まれることから、適切な時期に必要な維持修繕と更新を実施していく必要がある。

こうした状況下において、国におかれては、昨年12月8日に「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定されたところであるが、地方公共団体が、真に必要な道路整備や維持管理に毎年多くの一般財源を投入している実情に注視し、道路特定財源を他の使途へ転用することは、地方の道路整備を大きく停滞させるだけでなく、日常の道路管理にも影響し、市民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼすものと危惧している。

よって、国においては、道路特定財源の趣旨を十分踏まえ、地方都市の実情や意見を十分尊重し、道路整備や維持管理の計画的実行のための財源の確保を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
国土交通大臣	冬柴鐵三様

意見書

道路整備や維持管理の計画的実行のための財源を確保されるよう「道路整備の促進に伴う財源確保に関する意見書」が議員提案により提出され、全員賛成で可決した後、関係機関へ提出した。



割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方式と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちなクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、2007（平成19）年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みである。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 クレジット会社が顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと
- 2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること
- 3 1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること
- 4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
経済産業大臣	甘利明様

クレジット被害の防止と取引適正化を実現するよう「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書」が議員提案に

より提出され、全員賛成で可決した後、関係機関へ提出した。

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書

学校現場では依然としていじめや不登校、非行問題行動など、克服すべき課題が山積している。また、特別支援教育のあり方や日本語教育の必要な子どもの増加など新たな課題に直面している。このような様々な課題に対応するためには、学級規模の縮小は不可欠である。また、各地方自治体ごとに学級規模の縮小が行われているものの、その配置教員等の財政負担は本来国が負うべきものとする。

一方、文部科学省は第8次定数改善計画を作成したものの、その実施については見送られたままになっている。また、「教育課題対応緊急3か年計画」についても、学校現場の要求に十分応じたものとは言えない。一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するためには、子どもたちによりきめ細かな指導が可能となるようにしていかなければならない。そのためにも、教職員定数増をはじめとした教育条件整備が重要であり、次期定数改善計画の早期実施が望まれる。

よって、貴職においては、平成20年度の政府予算編成にあたり、国段階における学級規模の縮小と次期定数改善計画の早期実現にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日

愛知県北名古屋市議会

内閣総理大臣 福田康夫 様
財務大臣 額賀福志郎 様
文部科学大臣 渡海紀三朗 様
総務大臣 増田寛也 様

国段階における学級規模の縮小と次期定数改善計画の早期実現にむけて、十分な教育予算を確保されるよう「学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書」が議員提案により提出され、全員賛成で可決した後、関係機関へ提出した。



議会運営委員会

視察報告

議会運営委員会は、去る7月24日、25日に静岡県島田市及び富士宮市を訪問し、議会運営及び議員活動等について視察を行った。

島田市は、平成17年5月に旧金谷町と合併し、新「島田市」が誕生した。大井川川越しと伴に東海道の宿場町として栄え、大井川に架かる「蓬莱橋」は、世界一の長さを誇る木造歩道橋として有名である。



島田市役所にて

現在、第二東名自動車道、静岡空港建設の大規模プロジェクトが進められ、活気あふれる市である。

議会においては、特別委員会を設置し、「議会基本条例が必要か」を協議されている。

一方、富士宮市議会では、

議員定数改定に関するアンケート及び会派の市政報告会を実施等、議員活動の充実に努めていた。

こうしたことを踏まえ、今回の視察の成果を生かし、開かれた議会、市民と議会と行政が一体となる新市の議会運営の活性化に努めていく考えである。

第二回

臨時会

第二回臨時会は、7月30日に招集され、西春中学校改修工事請負契約案を審議し、原案のとおり可決した。

この工事は、西春中学校校舎の工口改修、耐震補強工事等及び環境学習センターの増築を行うもので、16社の指名競争入札により、三山建設(株)と8億2,635万円で契約を締結するものである。



工事が進む西春中学校

16名 市政を問う

個人質問(要旨)

市政クラブ

茶納 邦夫

治水対策基本事業の
明確化について

質問

①、貯留施設設置時の補助条件として、排水路の途中には調整ゲートは設置できないとのことから、必要とされる調整ゲートは設置されていないが、補完事業としての対策具体案は。

②、この排水路は、排水路でありながら用水に活用する変則手法を採用することを把握していたか。

③、設計時に関係した担当者、管理運営上の問題であって、設計上は完璧であるから問題はないとの見解であるがそのことについて。

答弁(建設部長)

①、調整ゲートを補完することについては、既に整備し、機能していると思われる。また、新たな施策は現時点では考えていないため、既設ゲートの調整によって水位、水量の管理をお願いしたい。

②、既存の水利を確認の上、従来の機能を最大限確保するために、新たに調整ゲートを2基設置した。

③、平成14年度の施工から今日まで、大きな問題もなく営農されてきたことから限られた条件下での設計は適切であったと思う。しかし、前述したように、ルールに添って新設したゲートを管理することが前提となっていることから、この調整池整備が地域の浸水被害軽減につながるものであることを理解し、協力をして

もらいたい。



調整池

市政クラブ

山田 金紀

諸工事の契約

締結関係について

質問

本市では、指名競争入札と随意契約を基本に契約を締結してきたが、この方法では、業者の談合問題は、防ぎにくいと思われる。そのため、少しでも不正な契

答弁(財政担当次長)

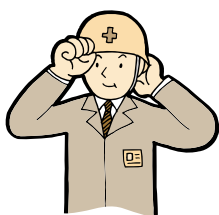
本市の契約のほとんどは、これまで指名競争入札と随意契約の方法で行われていたが、談合等の防止を図る見地から、一般競争入札を

約をさせないよう、国の指導もあり、一定金額以上のものについては、制限付き一般競争入札を導入し不正行為を防ぐよう制度を改めた。しかし、一般競争入札を導入すると、高額な場合は、一定以上のランクの業者が参加するので心配ないと思うが、入札金額を下げると、過去の工事実績や、会社の内容が分からない業者が参加する可能性があるため、慎重に対応していただきたい。また、水害時、特に東海豪雨の時には、地元業者が採算を度外視して、復旧活動をしていただいていることから、今までどおり地元業者のことも考慮した新しい入札方法を考えてもらいたい、その考えは。

拡大するよう国の指導もあって、本年7月1日から予定価格1億5千万円以上の建設工事では制限付き一般競争入札を導入した。しかし、指摘のとおり、一般競争入札となれば業者の過去の実績や経営内容がわからない業者が参加することになるため、一定の条件をつける制限付き一般競争入札を導入したところである。当面は、予定価格が1億5千万円以下の建設工事等については、これまでと同様に地元業者にも配慮しながら指名競争入札及び随意契約で工事発注をしていく。

その他の質問

・職員の道徳とやる気の向上について



市政クラブ

沢田 哲

緊急地震速報・全国瞬時警報システムの運用について

質問

①、緊急地震速報が、本年10月1日から、国民向けに提供されるが、ほとんどの市民へ周知されていないのが現状だと思う。もし、提供開始直後に速報が流れた場合、市内全域でパニック状態に陥る恐れもあることから、当局の緊急地震速報についての見識は。

②、学校を含めた市内施設に対し瞬時措置等のマニュアル策定・配布が必要であり、徹底したパニック防止を図る必要があると思うが、今後の対応は。

③、テレビ・ラジオ等で本年10月1日の速報放送の本運用開始と同時に、全国瞬時警報システム(J・ALERT)の運用が予定されているが、このシステムの設置計画の有無、設置の場合の時期、及び設置後の市民への周知方法は。

合の時期、及び設置後の市民への周知方法は。

答弁(防災環境部長)

①、本市では、緊急地震速報を取得するために、どのような手段が効率的かを全国瞬時警報システムその他、速報提供事業者を含め、導入に取り組んでいる。

②、適切な行動を取るためのマニュアル作成は、各公共施設において必要と考え、各施設の特性に配慮し、施設利用者の安全確保を図るための適切な方法を見だし、なるべく早い時期にマニュアルを作成し、利用者への周知を図っていく。

③、今年度、県内で3市1村が設置する予定との情報を得ており、設置予定市村の状況や導入費用等を考慮し、数年後には、同報無線について導入する方向で進めていきたい。

再質問

特に学校や保育園等は早い時期にマニュアルを作成

し、それに沿った訓練を繰り返し実施し、体で覚えさせることが大変重要であると思うが、その考えは。

再答弁(防災環境部長)

児童生徒の安全を考えると最優先課題と思うことから、マニュアル並びに、訓練を早急に取り組んでもらうよう、教育委員会と協議していく。

その他の質問

・BCP「事業継続計画」について
・人的集約業務の軸となる職員の非常招集等について

市民民主クラブ

日栄 政敏

新市・北名古屋市職員の育成と活性化について

質問

本市が発展していくには、行政を遂行する職員の育成と市役所内の活性化を図らなければならないと思う。

そして、市役所が市民に身近な存在になるよう「地域の中の役所」というイメージを提示し、それを職員に周知させる必要がある。そのためには、職員全員の能力、意欲をいかに引き出すかが課題であり、役所内の上下の風通しをよくし、建設的な意見が活発に飛び交う職場づくりが大切であると思うが、市長の考えは。

答弁(市長)

地方行政の目的は民生活そのものの充実である。そこで職員には市民との接点を大事にするよう伝えてきた。私は、まさにその点が眼目であると思う。市民と真摯な姿勢で向き合えば、職員として何を求められているのか、市民の期待を感じることができれば、職務にも熱が入る。職場内の風通し、活性化も、確かに大事であるが、まずは職員一人ひとりが何を求められているかを自覚する必要がある。また、合併して新しい

環境ができ、お互いが切磋琢磨するうえであつたような環境になったと捉え、自分自身の向上のため、前向きに、仕事をする役所であれば、おのずと好ましい風通しが生まれ、建設的な議論が至るところで見られるような良い職場風土が出来てくると思う。そこで、全ての職員に対し、どんな刺激と課題を与え、職場の活性化を図っている。

再質問

市民からの要望等を反映させるための組織づくりに対してその考えは。

再答弁(市長)

市民からの意見や提言、要望等があった場合、最善の努力をするよう職員に徹底していきたい。

その他の質問

・「総合計画」策定に伴う財政計画について
・「総合計画」策定に伴う市民への周知について

公明党

海川 恒明

家庭用防災行政ラジオの導入について

質問

防災行政無線は当初の設置から今日まで、市民の皆さんから防災情報が聞き取りにくい、との苦情に子局を移動したり、また、性能の良い屋外拡声器に交換する等、試行錯誤してきた。防災行政無線の聞き取り障害をなくすために、子局を増設するには、高層住宅も多く設置場所の選定も困難であると思われる。「家庭用防災行政ラジオ」は、防災行政無線の自動受信だけでなく、AM・FMと本年度に導入の全国瞬時警報システムの緊急情報「緊急地震速報・津波警報・武力攻撃事態」も受信ができる。市民の皆さんが安全で安心して生活していただくためにも本市において、この家庭用防災行政ラジオの導入

を是非実施をしていただきたい。当局の見解は。

答弁（防災環境部長）

同報系防災行政無線には、暴風雨時の聞き取りにくさや、高気密住宅での外部音の遮断などにより音声が届かないという意見もあるが、本市では、主に風水害に備え、同報系防災行政無線を設置し、併せて災害時には「防災ほつとメール」による携帯電話へのメール配信、市ホームページへの掲載、広報車による広報等により災害情報を提供している。しかし、同報系防災行政無線は、全国瞬時警報システムや緊急地震速報等により活用範囲が拡大されつつあり、各家庭に同報系防災行政無線を受信できるラジオがあれば、災害情報の伝達性がより高まるものと考えられることから、本市としては、家庭用防災行政ラジオの導入について、近隣市町の動向を見極め、近い将来には、全国瞬時警報シス

テムの導入の計画もしていかなければならないため、総合的に勘案しながら導入について更に研究していく。

その他の質問

・都市計画道路と生活道路の今後の整備について

北名古屋市無所属クラブ

法月 章

北名古屋市の学校教育改革について

質問

次の5点について今後の取り組みや、成果は。

- ①、学力向上
- ②、教員資質向上
- ③、地域との連携
- ④、新しい学校づくり
- ⑤、道徳教育

答弁（教育長）

①、小学校1年と中学校3年に副担任制を導入し、少人数学級指導をし、学習意欲を向上させ基礎基本の確実な定着を図っている。結

果、落ち着いた雰囲気では授業が行われ、基礎学力の向上、児童生徒一人ひとりが主体的に考え、学ぼうとする姿勢が出てきている。

②、教師が具体的な目標を定め、授業・教材研究を行い、授業力向上に努めている。また、年度末に評価を行うことにより、教員一人ひとりが教育の専門家としての自覚が高まっている。

③、各学校の実情に応じ、地域の方をゲストティーチャーとして招き、授業の活性化を図っている。結果、地域の方から児童生徒との距離が近づき、学校へ行きやすくなったとの評価を得ている。

④、本年度を特別支援教育元年と位置づけ、特別支援教育コーディネーターの設置、指導支援体制の再構築を全ての学校で行い、個別の教育支援計画の策定等新たな支援体制を進めている。結果、地域からの信頼も得られている。

⑤、授業時間数の確保、豊

かな心を育むために、学級の実態にあった指導方法の工夫改善に努めている。成果としては、人のよいところを見つけたというテーマで取り組み、子ども同士のトラブルやいじめが解消し、人権意識が少しずつ育ってきている。

再質問

現在の問題点や今後の課題はないか。また、成果を市民に周知しているか。

再答弁（教育長）

子どもたちが持っている問題に真摯に立ち向かい、子どもたちと共に成長していくことが教師や学校の役目であると認識している。保護者に対して評価の結果を公表しているが、今後、全市民に対して公表できるよう研究していきたい。

その他の質問

・防火水槽等の耐震化について

市政クラブ

青山 喜代一

火葬場整備について

質問

少子・高齢化が今後もますます進む中、子育て支援や高齢者施設の充実に努め、安心して暮らせるまちづくりに務めなければいけないと考える。その安心の重要な施設の一つとして、火葬場の整備が急務である。衛生行政の事業が展開されている中、火葬場の未整備という状況下にある。旧師勝町のとき、一般質問をし、当局の答弁は「豊山町の責任において適切に対応されるもの」とうたえている。今後も東部三町（現在一市一町）を基本とした火葬場の整備を近隣の利用状況を踏まえ考えていきたい。」との答弁から、本市は、豊山町に対し、どのような話し合いをしたか、また、他の方法も検討しているのか、

市長の考えは。

答弁（市長）

火葬需要の高まりは必至と予想される状況のなか、火葬場の整備は、非営利性・継続性の観点からも自治体が行うべきであることは十分理解している。火葬場の整備について、立地環境及び住民の理解、法規制等の社会条件が揃うことが必要であり、広域的視野で検討する事案であると考えている。今後、豊山町をはじめとした近隣市町に対し、機会あるごとに話題に挙げることで、整備促進に努力していく。

再質問

火葬場整備については、豊山町との過去の衛生行政事業の経緯を踏まえた中で進めていくものだと思うことから、豊山町に対して市長の率直な思いは。

再答弁（市長）

豊山町は現在、尾張東部

聖苑に加入している事実をどのようにクリアしていくかが大きな課題である。しかし、豊山町が衛生組合、水道組合、消防組合に参画している以上、旧三町で約束をした事について真摯に取り組んでもらえるものと現在も確信をしており、豊山町にその中心的な役割を果たしてもらいたいと期待をしている。

その他の質問

・都市計画道路整備について

市政クラブ

大野 厚

行政財産の

有効利用について

質問

行政財産は、市民の財産であり、多様化する市民のニーズに応えるため、用途または目的に従って適性が

つ有効に利用されなければならぬと考える。他の市町では広報紙へ有料広告の掲載や、ホームページへのバナー広告の導入を図っていることから、本市も職員に発想の転換を促し、広報紙、ホームページまた、「きたバス」への有料広告導入を図るべきと考える。また、普通財産である公共用地代替地のうち、今後、利用計画のない土地は、積極的に処分する方法で検討すべきと思うが、その考えは。

答弁（行政改革推進室長）

有料広告は、平成20年度に導入する方向で検討している。全国自治体の21%で、広報紙への企業広告の導入が、図られていることから、早急に先進市町の資料を取り寄せ、ホームページへの企業広告導入と併せて、担当グループと協議をすすめていきたい。また、「きたバス」への効果的な企業広告導入を図るべく、担当グループへ、働きかけていく。

最後に、利用計画のない土地については、本年度、公共用地代替地の一部を、適正な価格で処分をした。財政状況が厳しさを増すなか、行政財産を有効に活用し、少しでも財源確保に役立てることができかどうか、職員の発想力が問われている。行政財産の有効利用は至上命令だと捉え、職員の手を合わせ、今後とも積極的に取り組んでいく。

その他の質問

・生産緑地法の導入について

・「いじめ」についての対策と処置について



市民民主クラブ

松田 功

メタボリックシンドローム(内蔵脂肪症候群) 対策について

質問

生活習慣病の有病者・予備軍は年々増加を示し、国民医療費の約30%、死因全体の約60%を占め、予防対策が急務となっている。各自治体等では、メタボリックシンドローム予防のため、食生活と運動の重要性を知ってもらいながら保健指導を実施している。しかし、医療制度改革に伴い、平成20年4月から健診、保健指導の仕組みが変わり、より一層の対策が求められている。本市では、保健センター等で保健指導を実施しているが、健診で自己の身体状態を知り、生活改善の指導を受けるだけでは不十分であり、本人が積極的に運動等、体を動かすことが改善につながる。健診等でメタボリックシンドローム

ームの該当者となった市民に対し、健康ドームや総合体育館の利用料を期限付きで半額にする等、目標を立てて運動促進、身体改善でできるような対策を実施する考えは。

答弁(健康担当次長)

医療制度改革に伴い、平成20年度から国民健康保険等、医療保険者の責任において、その被保険者を対象とした特定健診及び特定保健指導を実施することになっており、本市の健診体制や保健指導についても見直しが必要となっている。健康ドーム内の元気測定室及びトレーニングルームは生活習慣病予防を目的とした施設であり、メタボリックシンドローム対策を推進する上で拠点となる施設と考えている。健診によりメタボリックシンドロームとの判定をされた方等、積極的に生活習慣の改善が必要な方には、一人ひとりが自覚を持って、自主的・主体的

に生活習慣の改善や運動習慣を身に付けていただくためにも、提案内容を含め、よりよい活用方法を検討していく。



元気測定室

公明党

金崎 慶子

プラスチック製容器包装の分別収集について

質問

現代社会は、消費生活の多様化により、ごみ排出量が増加する一方である。可能な限りごみの発生抑制や再使用、再生利用による再資源化を推進することでご

み減量が図られ、地球温暖化防止につながる。実施にあたり、プラスチック製容器包装用収集袋の無料配布や「ごみの分け方、出し方」の冊子を配布し、8月からプラスチック製容器包装を資源化するための分別収集が開始されて、一カ月余りたつが、次について伺いたい。

①、現在の収集状況は。
②、県内の実施状況並びに近隣市町の実施状況は。
③、プラマークのついてる容器包装類を分別収集することにより、可燃ごみの量が今までより少なくなる。今後、可燃指定ごみ袋を小さくする考えは。

答弁(防災・環境担当次長)

①、8月分の収集実績は、73トンで、可燃ごみは前年同月比14%減であった。
②、県内63市町村のうち、43市町が実施しており、近隣では名古屋市、小牧市、岩倉市、稲沢市、豊山町が実施している。

③、プラスチック製容器包装廃棄物・可燃ごみ収集量、指定収集袋の販売枚数、現地のごみ排出状況等を見極めながら検討していきたい。

再質問

プラマークのついてる容器包装類を分別すると可燃ごみが半分程度となった。ごみの減量は、市民の協力が必要である。小さい可燃指定ごみ袋について、多くの市民の声が寄せられているのであれば、その市民の声にこたえていけるよう取り組むことも大切ではないか。

再答弁(防災・環境担当次長)

始めたばかりであり、データが不十分な状態である。可燃ごみの収集量等を見極めながら、最良の形状について検討していきたい。

その他の質問

・市民に親しまれる庁舎内の景観づくりについて

北名古屋市無所属クラブ

桂川 将典

市民まつりと平盆まつりの運営について

質問

①、開催日時は、誰が、いつ、どのような席で決定したのか。市当局は誰が関与しているのか。

②、祭りの実行に際して、市からの補助・助成等は。また、どのくらいの市民が参加されたのか。

③、市民まつりと平盆まつりが今年も同日開催されたことについて、日程調整が出来なかったのか。また、北名古屋音頭の計画があるが、市の夏祭りとして統一して開催をしないのか。

答弁（行政改革推進室長）

①、平盆まつりは5月15日の平盆まつり実行委員会(委員17名)において決定し、企画・広報グループが担当である。また、市民まつりは6月15日の市民まつり東

会場実行委員会(委員19名)で決定をし、生涯学習グループが担当している。

②、平盆まつり実行委員会が主催し、屋台部会、おまつり広場部会、踊り部会の三部会を設け、補助金は、300万円、参加者は二日間、約1万5千人との報告を受けている。市民まつりでは、市民まつり東会場実行委員会が主催し、会場部会、模擬店部会、企画・PR部会の3部会を設け、補助金は225万円、約5千人の参加者があった。行政改革推進室では、補助金、イベント検討プロジェクトチームを組織、見直しにかかる具体的な方策に関して協議を開始。平成21年度を目標年度に、担当する職員

の真摯な議論により、市民に理解いたしたける結論を得たいと考えている。

③、合併に係る一元化の時に合意に至らず先送りをした経緯がある。本年度実施にあたり、お互いの実行委員で話し合いができず、担

当グループで話し合いをしたが、うまく調整できず、同日開催になってしまった。今後、担当グループの提案でお互いの実行委員で話し合いの場を設けるとともに、プロジェクトの中での話し合いを経て早ければ来年度に結果を出したい。



平盆まつり

市政クラブ

神田 薫

障害児保育について

質問

障害児保育が制度化以来、「障害児プラン ノーマライゼーション7か年戦略」が策定され、障害のない者

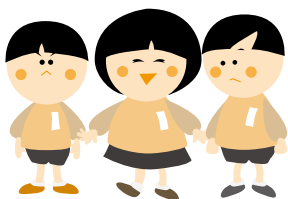
答弁（児童担当次長）

保育行政については、6月に直接障害児とかかわる保育士、保健師等で構成する研究会を発足させ、保育行政のあり方等、今後の取

と同等に生活し、活動する社会を目指す保育行政の対応が求められている。各地域で障害児の受け入れが進んできている中、障害の程度もあるが、兄弟や地域のお子さんと同じに保育園に安心して預けられ、障害を持つ子ども達が同年代の子ども達と一緒に保育園生活を送れることが重要である。障害は個性にとらえ、障害児をもつ保護者の願いである「安心して保育園に預けられる」ような真正面からこのような状況を解決し、障害児と健常児が共に生き、お互いにいたわり合い、助け合う心を育てるよい機会と前向きにとらえ、安心して通園でき、預けられる保育が確立されるよう加配保育士の配置を。

り組みについて研究を進めている。産休・育児休業による保育士不足で代替保育士の確保も難しく、対応に苦慮している状況ではあるが、障害児保育に対する各保育園の加配保育士の配置については、障害程度の重い子ども等、その子の状況により、一対一の配置を行っており、法的には充足している。現段階では、お子さんの個々の状況を考慮した配置を進め、研究会の結論を待ちたい。

その他の質問
・高塚古墳発掘から文化都市づくりについて



市政クラブ

堀場 弘之

学校給食の

安全性について

質問

昨今、報道により、中国産の食品等の危険性が指摘され、私たちも日常生活で食品については自然と中国産をさけている。これまで中国産は、安いということとで日本国内において大量に消費されていたが、ここ2カ月ほどでめっきり消費量が減った。こうした中国産の使用について本市の給食センターでは、4月から6月においては中国産を使用していたが、今後の対策として、どのようなことを予定しているのか、また、すでに実施したか。7月末に納入業者に対して事務連絡をしたと聞いたがその内容と結果について。また、加工食品に対してどのようなチェックが可能なのか。今回、中国産から国内産に

切りかえた場合、割高になると思われるがその見通しについて、以上のことについての考えは。

答弁（教育部長）

輸入給食材料については、納入業者に食品検査証等を提出させ、安全性を確認したうえで使用し、現在では可能な限り国内産が、中国産以外のものを使用するようになっている。次に、7月末に納入業者に対して行った事務連絡の内容について



バイキング給食

は、納入材料が何処の産地のものかを確認し、中国産のものについては材料の変更又は発注の取消しをしている。加工食品の原料のチェックについては、見積書を提出させる時に産地を明記した原料の配合表を提出させて確認している。最後に、産地を切り替えたことによる給食費の今後の見通しについては、二学期以降の様子を見ていきたいと考えている。

その他の質問

・地産地消の推進について

市民民主クラブ

上野 雅美

子育てしやすい

環境づくりについて

質問

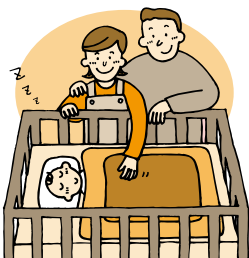
「次世代育成支援対策推進法」に基づき、本年3月本市においても次世代育成支援行動計画が策定され、

子育てを親だけの責任にゆだねるのではなく、地域や世代間の協力、NPOをはじめとする民間団体の支援等、あらゆるネットワークの構築によって取り組みがなされている。しかし、子育て世代の方々は、様々な不安を抱いている。本市でも、広報やホームページで子育て情報を掲載していることが多くなっている状況の中、総合的な子育て情報をよりわかりやすく提供する必要がありと考える。子育てをキーワードにしたサイトを作り、より多くの情報をわかりやすく提供する考えは。

答弁（児童担当次長）

子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することが肝要と考える。市内には保育園、児童館をはじめ、子育て支援センターやファミリースポーツセンター等があり、安心して子どもを産み育て、

働くことのできる環境や子育て中のお母さん方が交流できる場として充実を図っている。さらに、子どもの不安や悩みに対応できるよう各種相談体制の整備を図るとともに、放課後児童対策としての児童クラブの充実に努めている。これらの内容を市民にわかりやすくPRすることは重要であり、広報紙やホームページを活用するとともに、ポスターやパンフレット等を公共施設に設置して、迅速・適切な情報の伝達に努めていく。本市は転出入の多い地域であり、子育てに関する総合的な情報の提供を期待する方も多いことから、よりわかりやすい適切な情報の発信に向けて、検討していく。



公明党

塩木 寿子

介護保険住宅改修費等の
受領委任払い制度について

質問

本市では、介護保険の利用者が福祉用具の購入や住宅改修を行う際に介護給付を受けることができる。支払方法が、「償還払い方式」のため、支給申請をしてから概ね2カ月後に自己負担額を差し引いた分の払い戻しを受けることになる。そこで、支給対象の9割を市から事業者に支払い、利用者は事業者へ自己負担分を支払うという「受領委任払い制度」が講じられないかと考える。県内では、すでに十市町で導入されており、春日井市では、10月から始まる。居宅介護住宅改修及び福祉用具購入などのサービスは、高齢者が自宅安心して、また快適に過ごすためのサービスである。後に、本人に戻ってくるが、

日数がかかることから「受領委任払い制度」は、高齢者の方々の負担が軽減されるので、本市でも導入する考えは。

答弁（福祉担当次長）

市単独の施策「人にやさしい住宅リフォーム補助金」は、30万円を限度に、介護保険給付額に上乗せをして、総額50万円までの給付及び補助を受けて住宅リフォームができるようにし、可能な限り在宅で暮らしていたけるよう事業を実施している。その給付は「償還払い方式」で行っており、一時的に利用される方の全額負担が生じている。本市としては、高齢の方の生活機能の維持・向上を目指し、安定した介護保険制度を運営するためにも、より利用しやすい制度とするべく、近隣市町の状況なども参考にしながら、「受領委任払い制度」の導入を検討していきたい。

その他の質問

・視覚障害者等の情報バリアフリー対策について



日本共産党

渡邊 紘三

集中改革プラン
「行政改革」について

質問

①、行財政改革の施策は、「住民の福祉の増進に役立つもの」にするという観点から取組むべきと考えるが、市長の見解は。
②、行政改革で補助金を削減された市民感情をどのように受け止めているのか。
③、指定管理者制度の導入

や介護サービス事業の民営化に当たり、住民との対話、利用者の願いを優先に、安定した雇用体制と住民が利用したくなるような施設づくりをどのように捉えているのか。

答弁（市長）

①、行政全般にわたる見直しをさらに進めると共に、限られた財源を有効に活用し、効率的な行財政運営を行いながら、住民の福祉の増進を図っていくことが重要である。また、集中改革プランの進捗状況、財政状況等により、必要があれば見直しをし、より実効性のあるプランとして、市民福祉の向上を図っていきたい。

答弁（行政改革推進室長）

②、配食サービス等の補助金は、それぞれ担当職員が現状を十分に精査の上、適正化を図ったもので、他市町の制度に比して遜色はない。補助金の適正化については、本年8月に職員によ

るプロジェクトチームを組織し、現在検討をすすめている。

答弁（福祉部長）

③、指定管理者制度の目的は、公の施設の設置目的を損なうことなく、その管理において民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効率的・効果的にこたえ、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることとされている。福祉部門での指定管理者制度導入の考え方は、利益追求のみにこだわらず、地域福祉に最も力を注ぐことのできる事業者を考えている。

その他の質問

・北名古屋地域防災計画について
・安心・安全に暮らせる福祉のまちづくりを

議会活動報告

8月1日	西春日井広域事務組合 議会議事運営会議 三重県丸亀市議会視察 来庁	9月13日	決算特別委員会 決算特別委員会 福祉教育常任委員会 議会改革推進協議会
15日	平和祈念式典 尾張農業共済事務組合 議会定例会	19日	建設常任委員会 行政常任委員会 議会運営委員会 議会だより編集委員会
17日	西春日井市町議長会 北名古屋水道企業団議 会定例会	21日	議会協議会 議会改革推進協議会 全会協議
21日	北名古屋衛生組合議 会定例会	26日	宮崎県宮崎市議会視察 来庁
23日	西春日井広域事務組合 議会定例会	28日	茨城県古河市議会視察 来庁
24日	西春日井広域事務組合 議会定例会	10月2日	千葉県船橋市議会視察 来庁
26日	総合防災訓練 議会運営委員会	4日	茨城県常陸太田市議会 視察来庁
28日	水場川排水機場管理協 議会総会	5日	議会改革推進部会 フォーラム(16日)
29日	議会総会	11日	議会改革推進部会 フォーラム(16日)
9月4日	本会議	15日	議会改革推進部会 フォーラム(16日)
7日	議会運営委員会		
10日	本会議		
11日	議会改革推進協議会		
12日	予算特別委員会		

議会を傍聴してみませんか

12月定例会日程(予定)

12月 4日	本会議
12月11日	本会議(質疑・一般質問)
12月14日	予算特別委員会
12月17日	福祉教育常任委員会
12月18日	建設常任委員会
12月19日	行政常任委員会
12月21日	本会議

○時間：午前10時～

○場所：市役所東庁舎4階

※委員会の傍聴は、前日(土・日)にあたる
ときは、その前日)までに議会事務局へ
連絡してください。市のホームページからも議会だよりが
閲覧できます。<http://www.city.kitanagoya.lg.jp>

10月17日	福岡県直方市議会視察 来庁
18日	議会だより編集委員会 愛知県幸田町議会視察 来庁
19日	議会改革推進部会 建設常任委員会行政視 察(26日)
24日	西春日井広域事務組合 議会行政視察(26日)
25日	福祉教育常任委員会行 政視察(11月1日)
30日	

編集後記

酷暑の夏・残暑の秋が過ぎ、季節は晩秋へと趣きが移り変わってきました。

さて、今議会では北名古屋市の平成18年度的一般会計をはじめ、各特別会計の決算を審議し認定しました。

また、来年春からの公共下水道使用開始に向けた下水道使用料などについての北名古屋市下水道条例の制定議案等についても活発な質疑、論議が交わされ、可決されました。

今後も、最小の経費で最大の効果を挙げるような予算執行がなされるよう、議会の立場で真剣に取り組んでまいります。